

申25号 「在来線におけるモニタリング保全体系への移行について」団体交渉を行う！②

第5項 モニタリング保全体系における人材育成のありかたについて明らかにすること。また、異常時に対応できる体制を確保できる技術継承を行うこと。

経験に基づく知識・技術に加えデータを分析する技術が今後必要になる

認識一致！！

組合

現車での教育が必要であることが前提であるが、技能教育所の充実や職場で議論する場をつくるべきではないか。

会社

若い検修社員には、データを分析するだけでなく、現物を使って技術・知見を養うことが大事だと認識させていきたい。

第6項

モニタリング保全体系の検証についての考えを明らかにし、安全性向上のための期間を区切り検証を行うこと。

会社回答

法令に基づき、状態監視機能を活用した機器の機能を運用中に確認する手法について検討、評価を実施してきたところであり、引き続き車両の品質向上に取り組んでいく考えである。

組合

検査を行うのは現場であり、17機器の一部を現場の裁量でモニタリング対象から外することができるなどの運用が必要ではないか。

会社

現場の判断で外すことは考えていない。技術的根拠に基づいて把握していく、それが安全・安定輸送のレベルアップに繋がると考えている。

現実、ドアのモニタリングでは、朝のラッシュ時にアラームが鳴り続けている。実態を把握し議論すべきではないか。

実態を把握していく。

確認！！



第7項 今後の車両検修職場における将来像を明らかにすること。

第8項 標準数に変更となる場合は別途提起とし、労使議論を行うこと。

今後は装置保全・車体保全に関してもモニタリング体系に移行するのか。

寿命予測が大きく関連しているので、まだ移行していくわけではないが実現したい。

組合

今後新幹線にも導入していくのか。

会社

現行はE7がデータを車上にためている。将来的には機器の寿命予測など取り組んでいく考えである。

今後標準数に変更になる場合は別途提案となることでよいか。

対象機器が増えるなど、変化する場合は改めて提案することでよいか。

各支社一地本間での議論となる。 **確認！！**

協約に則って今後もしっかり議論していく。

検修職場の将来を見据え検証運動と職場議論をつくり出そう！